

漁業法（昭和24年法律第267号）第31条に基づくくろまぐろの採捕の数量
の公表について

漁業法（昭和24年法律第267号）第31条に基づき、北海道くろまぐろ（小型魚）檜山漁船漁業及び北海道くろまぐろ（大型魚）檜山漁船漁業における令和3管理年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和3年8月30日
北海道知事

1 当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量に対する割合

(1) 北海道くろまぐろ（小型魚）檜山漁船漁業

81.5パーセント（A/B）

〔 漁獲量：0.5703トン（A）
漁獲可能量：0.7トン（B） 〕

(2) 北海道くろまぐろ（大型魚）檜山漁船漁業

90.6パーセント（A/B）

〔 漁獲量：0.9058トン（A）
漁獲可能量：1.0トン（B） 〕